

防大教第1285号
平成20年10月10日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

競争的研究資金に係る応募資格等確認委員会の設置について（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号 平成24年4月6日防大総第525号
平成28年3月31日防大総第427号 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 目 的

防衛大学校教官の応募資格等の確認を行うため、応募資格等確認委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 適用範囲

防衛大学校教官が研究代表者となって、競争的研究資金（以下「科研費」という。）に応募する場合に適用する。

3 構 成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 先端学術推進機構長
- (2) 委員 各学群から、委員長が指名する教授1名及び准教授1名

4 確認事項

委員会は、次の各号に掲げる事項について確認を行う。

- (1) 教官が科研費に応募できる資格を有しているか。
- (2) 申請書の様式が科研費の要件を満たしているか。
- (3) 研究計画内容が学術的内容であり広く社会に公開が可能であるという科研費の趣旨に則しているか。
- (4) その他必要な事項

5 開催

委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

6 任期

第3項第2号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 守秘義務

委員会に携わった者は、職務上知り得た情報を不正に利用してはならず、正当な理由なくして他者に漏らしてはならない。その職を離れた後も同様とする。

8 庶務

委員会の庶務は、先端学術推進機構事務室において行う。

9 委任規定

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。